岩手県告示第690号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和3年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 令和3年8月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社新栄建設工業
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町片寄字土手田122番地
 - ウ 代表者の氏名 畠山正志
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-28) 第7096号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年8月26日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 5号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 令和3年9月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 広田技建
 - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市小友町字鳥越9番地1
 - ウ 代表者の氏名 村上順治
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-28) 第9434号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に関する一般 建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年9月1日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツクエ 事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。